

議第227号

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「屋外プール」を「スイミングセンター（会議室を除く。）」に改め、「屋内プールおよび」を削る。

第5条第4項および第14条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1項第1号の表中「3,100」を「3,350」に、「4,580」を「4,950」に、「6,180」を「6,670」に、「9,170」を「9,900」に、「16,000」を「17,300」に、「22,800」を「24,600」に、「12,600」を「13,600」に、「18,300」を「19,800」に、「31,000」を「33,500」に、「45,800」を「49,500」に、「61,800」を「66,700」に、「91,700」を「99,000」に改め、同項第2号の表中「220」を「240」に、「280」を「300」に、「400」を「430」に改め、別表第2項の表中「4,460」を「4,820」に、「6,410」を「6,920」に、「8,950」を「9,670」に、「1,180円」を「1,270円」に、「12,600」を「13,600」に、「18,300」を「19,800」に、「36,800」を「39,700」に、「51,500」を「55,600」に、「73,300」を「79,200」に、「17,100」を「18,500」に、「25,100」を「27,100」に、「103,000」を「111,000」に、「149,000」を「161,000」に、「206,000」を「222,000」に、「298,000」を「322,000」に改め、別表第3項第1号の表屋外プール（50メートルプール）の部中「屋外プール（50メートルプール）」を「50メートルプール」に、「4,580」を「4,950」に、「6,760」を「7,300」に、「9,170」を「9,900」に、「13,700」を「14,800」に、「27,400」を「29,600」に、「41,200」を「44,500」に、「18,300」を「19,800」に、「56,100」を「60,600」に、「81,300」を「87,800」に、「112,000」を「121,000」に、「160,000」を「173,000」に改め、同表屋外プール（飛込プール）の部中「屋外プール（飛込プール）」を「飛込プール」に、「2,280」を「2,460」に、「3,430」を「3,700」に、「4,580」を「4,950」に、「6,760」を「7,300」に、「11,200」を「12,100」に、「22,800」を「24,600」に、「9,170」を「9,900」に、「13,700」を「14,800」に、「24,000」を「25,900」に、「46,800」を「50,500」に、「45,800」を「49,500」に、「94,000」を「101,500」に改め、同表屋内プール（平水時）の部中「屋内プール（平水時）」を「25メー

トルプール」に、「3,430」を「3,700」に、「5,720」を「6,180」に、「7,440」を「8,040」に、「8,130」を「8,780」に、「9,860」を「10,600」に、「14,900」を「16,100」に、「19,400」を「21,000」に、「28,600」を「30,900」に、「36,800」を「39,700」に、「6,760」を「7,300」に、「11,200」を「12,100」に、「16,000」を「17,300」に、「41,200」を「44,500」に、「57,200」を「61,800」に、「74,400」を「80,400」に、「81,300」を「87,800」に、「113,000」を「122,000」に、「149,000」を「161,000」に改め、同表屋内プール（温水時）の部を削り、同項第2号の表中「屋外プール」を「50メートルプール」に、「280」を「300」に、「2,800」を「3,000」に、「350」を「380」に、「3,500」を「3,800」に、「

500

」を「

540

」に、「5,000」を「5,400」に、「屋内

プール（平水時）」を「25メートルプール」に改め、同表屋内プール（温水時）の部を削り、別

表第4項の表中「570」を「620」に、「

1面2時 間につき 860

」を「

1面2時 間につき 930

」に、「1,130」

を「1,220」に、「1,710」を「1,850」に、「2,280」を「2,460」に、「2,860」を「3,090」に、「4,240」を「4,580」に、「5,720」を「6,180」に、「2,740」を「2,960」に、「4,120」を「4,450」に、「5,500」を「5,940」に、「8,250」を「8,910」に、「11,000」を「11,880」に、「13,700」を「14,800」に、「20,600」を「22,200」に、「27,400」を「29,600」に、「41,200」を「44,500」に、「55,000」を「59,400」に改め、別表第5項の表中「1,370」を「1,480」に、「220」を「240」に、「2,060」を「2,220」に、「1,600」を「1,730」に、「280」を「300」に改め、別表第6項第1号の表中「1,260」を「1,360」に、「1,830」を「1,980」に改め、同項第2号の表中「2,510」を「2,710」に、「3,680」を「3,970」に、「4,920」を「5,310」に、「1,260」を「1,360」に改め、同項第3号の表中「2,640」を「2,850」に、「4,000」を「4,320」に、「5,260」を「5,680」に、「1,370」を「1,480」に、「2,060」を「2,220」に改め、同項第4号の表中「1,370」を「1,480」に、「2,060」を「2,220」に、「2,400」を「2,590」に改め、別表注8中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同表注9中「屋外プール」を「スイミングセンター（会議室を除く。）」に改め、「屋内プールおよび」を削る。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。